

# 第 11 次南幌町交通安全計画の概要

## 第 1 部 総 論

### 第 1 章 交通安全計画について

#### 1 計画の位置づけ・期間等

交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

#### 2 計画の基本理念

##### 【交通事故のない社会を目指して】

交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。悲惨な交通事故の根絶に向けて、今再び、新たな一步を踏み出すものとする。

##### 【人優先の交通安全思想】

交通事故のない社会は交通弱者が自立できる社会でもある。こうした高齢者、障がい者、子ども等の安全を一層確保する「人優先」の交通安全思想を基本としてあらゆる施策を推進する。

##### 【高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築】

高齢になっても安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会や、安全に安心して暮らせる「共生社会」を、交通関係者の連携によって構築することを目指す。

#### 3 計画の推進

防災無線、チラシ等を活用し交通事故情報の提供に努め、これまで以上に町民交通安全対策に関心を持ってもらい、地域における安全安心な交通社会の形成に、自らの問題として積極的に参加してもらおうなど、町民主体の意識を醸成していく。

#### 4 これからの 5 年間（計画期間）において特に注視すべき事項

- ・高まる安全への要請と交通安全
- ・新型コロナウイルス感染症の影響の注視

## 第2章 交通事故等の現状等

### 1 交通事故の現状と今後の見通し

人身事故発生件数は、近年一桁台で推移しているが、65歳以上の高齢ドライバーが約半数を占めている。今後も一層の高齢者対策が必要と考える。

## 第3章 交通安全計画における目標

### 1 道路交通の安全についての目標

【数値目標】計画期間 交通事故死ゼロ日数1,500日を目指す。

## 第4章 施策の柱と重点課題

### 【施策の柱】

従来の交通安全対策を基本としつつ、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進する。

### 【交通安全対策の6つの柱】

- ①道路交逡環境の整備
- ②交通安全思想の普及徹底
- ③車両の安全性の確保
- ④道路交逡秩序の維持
- ⑤救助・救急活動の充実
- ⑥交通事故被害者支援の推進

### 【重点課題】

#### 1 高齢化社会を踏まえた総合的な対策

高齢の運転者による事故の割合が増加しているため、交通安全教室を実施するなど総合的な対策を推進する。

#### 2 飲酒運転の根絶

町民一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の下、事業者、家庭、学校、住民、行政等が連携協力し、飲酒運転を根絶するための社会環境づくりを推進する。

#### 3 スピードダウン

速度超過に起因する交通事故の防止と事故発生時の被害軽減を図るため情報発信を行い町民の交通安全意識の高揚を図る。

#### 4 シートベルトの全席着用

後部座席における着用率が低いため、シートベルトの全席着用の必要性について普及啓発活動を推進する。

#### 5 自転車の安全利用

自転車利用者の交通ルール・マナーに関する交通安全教育の充実を図る。

#### 6 冬季に係る陸上交通の安全

天候や気温等により交通環境や路面状況が刻一刻と変化する特殊な環境に対応した冬季の対策を実施する。また、積雪による歩道幅員の減少に対して、歩行者が安全で快適に利用できる歩行空間の確保に努める。

## 第2部 講じようとする施策

### 第1章 道路交通の安全

#### 1 道路交通環境の整備

少子高齢化が一層進展する中で、子どもを事故から守り、高齢者や障がい者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る。

- ・ 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・ 幹線道路における交通安全対策の推進
- ・ 交通安全施設等の整備事業の推進
- ・ 災害に備えた道路交通環境の整備
- ・ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- ・ 冬季道路交通環境の整備

#### 2 交通安全思想の普及徹底

幼児から成人に至るまで段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、高齢者自身の交通安全意識の向上、他の世代に高齢者に配慮する意識を高めるための啓発活動を強化する。

また、地域ぐるみの交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進するため、高齢者を中心に子供、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

- ・ 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ・ 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- ・ 交通安全活動への住民の参加・協働の推進

### 3 車両の安全性の確保

自動車や自転車の適切な保守管理を推進する。

- ・ 自動車の安全性の確保
- ・ 自転車の安全性の確保

### 4 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するために、警察等、関係機関と連携して町民の交通安全意識の徹底、指導の強化を図る。

- ・ 暴走族対策の推進
- ・ 車両の不正改造の防止

### 5 救助・救急活動の充実

救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。

- ・ 救助・救急体制の整備
- ・ 救急関係機関の協力関係の確保

### 6 被害者支援の充実と推進

交通事故により多大な肉体的・精神的及び経済的打撃を受ける交通事故被害者等のための施策を積極的に推進する。

- ・ 自動車損害賠償保障制度に係る無保険（無共済）車両対策の徹底
- ・ 損害賠償の請求についての援助等